

議案第 86 号

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。